

○厚生労働省告示第二百七十七号

厚生労働大臣の定める評価療養及び選定療養（平成十八年厚生労働省告示第四百九十五号）第一条第一号の規定に基づき、厚生労働大臣の定める先進医療及び施設基準（平成二十年厚生労働省告示第百二十九号）の一部を次のように改正する。

平成二十六年七月一日

厚生労働大臣 田村 憲久

第三第二号を次のように改める。

二 削除

第三第十六号を次のように改める。

十六 削除